

会議記録（１）

会議名称	平成３０年度第１回北本市自治基本条例審議会
開会及び 閉会日時	平成３０年７月２０日（金） 午前９時３０分から午前１０時４０分まで
開催場所	市役所３階 委員会室１
議長氏名	会長 牛山武彦
出席 委員(者) 氏名	日野勝義、牛山武彦、長島幸枝、加藤陽一、高松千恵子、加藤芳雄
欠席委員(者) 氏名	
説明者の 職氏名	企画課長 長嶋太一、同企画統計係長 古畑良健、同主任 安藤那美
事務局職 員職氏名	企画財政部長 田中正昭、企画課長 長嶋太一 同課長補佐 松永宏行、同企画統計係長 古畑良健 同主任 安藤那美
会議 次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 自己紹介 5 会長及び副会長の選出 6 会長及び副会長の挨拶 7 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について (2) 北本市自治基本条例について (3) 北本市行政経営システムについて (4) 平成２９年度行政評価について (5) 市民参画と市民協働について (6) その他 8 閉会

会議記録（１）

配布 資料	<ul style="list-style-type: none">・ 次第・ 資料 1 北本市情報公開条例／北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）・ 資料 2 すすめよう！市民主役のまちづくり・ 資料 3 平成 30 年度北本市行政経営システムの運用に関する年次方針・ 資料 4 行政評価（施策の成果指標の進捗状況）を『お天気マーク』でお伝えします・ 資料 5 - 1 平成 29 年度市民参画手続実績一覧・ 資料 5 - 2 平成 30 年度市民参画手続実施予定一覧 <p>（参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第五次北本市総合振興計画（概要版）・ 北本市自治基本条例審議会規則・ 北本市自治基本条例審議会委員名簿
----------	--

会議記録（２）

発言者	発言内容
事務局 (進行)	<p>1 開会</p> <p>本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより「平成30年度第1回北本市自治基本条例審議会」を開催いたします。</p> <p>本審議会は、北本市自治基本条例審議会規則第5条第2項の規定により過半数の出席が必要となっております。本日は、委員6名全員が出席されておりますので、会議が成立することを御報告いたします。</p>
事務局	<p>2 委嘱状交付</p> <p>任期満了に伴い、委嘱状の交付を行います。任期は平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年間となっておりますのでよろしくお願いたします。それでは、現王園市長より委嘱状をお渡ししますので、日野委員から順にその場で御起立いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【市長より各委員へ委嘱状を交付】</p>
	<p>3 市長挨拶（略）</p>
	<p>4 自己紹介（略）</p>
	<p>5 会長及び副会長の選出</p>
事務局	<p>それでは、会長及び副会長の選出をさせていただきます。会長、副会長が決定するまでの間は、市長が仮議長を務めさせていただきます。</p>
仮議長 (市長)	<p>それでは、しばらくの間仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>当審議会の会長及び副会長は、「北本市自治基本条例審議会規則」第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとしております。</p> <p>つきましては、どなたか会長に立候補される方、又は推薦される方はいらっしゃいますか。</p>
加藤芳委員	<p>会長については、継続して審議会委員を務めていらっしゃる牛山委員が適任であると考えますので、御推薦いたします。</p>
仮議長	<p>ただいま、牛山委員を会長にご推薦いただきました。御推薦のとおりで異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員了承】</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
仮議長	<p>それでは、委員全員の了承をいただきましたので、会長は牛山委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、副会長に立候補される方又は推薦される方はいらっしゃいますか。</p> <p>【立候補、推薦なし】</p>
仮議長	<p>事務局案はありますか。</p>
事務局	<p>事務局といたしましては、知識経験者として委員をお願いしており、この条例にも関係の深い北本市市民参画・協働推進審議会委員を務められた御経験のある加藤芳雄委員にお願いできればと考えております。</p>
仮議長	<p>ただいま、事務局から案が示されましたが、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>事務局案のとおり、加藤芳雄委員に副会長をお願いすることに異議はございませんか。</p> <p>【全委員了承】</p>
仮議長	<p>委員全員の了承をいただきましたので、副会長は加藤芳雄委員にお願いいたします。</p>
仮議長	<p>６ 会長及び副会長の挨拶</p> <p>それでは、牛山会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>【－牛山会長挨拶－】</p>
仮議長	<p>ありがとうございました。続きまして、加藤副会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>【－加藤副会長挨拶－】</p>
仮議長	<p>それでは、会長、副会長が選出されましたので、私はここで議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>大変恐縮ではございますが、市長は所用のためここで退席させていただきます。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
	<p>【－市長退席－】</p>
事務局	<p>7 議事 これより、議事に入らせていただきます。自治基本条例審議会規則第5条第1項で、「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>(1) 会議の公開・非公開について それでは議事に入ります。今回は市長からの諮問事項がありませんので、主に自治基本条例の運用に関して事務局からご説明いただく内容が主になるかと思えます。 まず、(1)審議会の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1に基づき説明】</p>
議長	<p>事務局から、本審議会は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議資料を閲覧させることについて説明がありましたが、御意見、御質問等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>【意見・質問等なし】</p>
議長	<p>それでは、審議会を公開とし、傍聴人の希望に応じて、規則に定めるとおり会議資料を閲覧させるということで同意をいただいたということによろしいですか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
議長	<p>それでは、本審議会を公開とすることとし、傍聴人の希望があれば、規則に基づき会議資料を閲覧させることとします。 本日は、傍聴を希望される方はおりませんので、このまま議事を進めます。</p>
議長	<p>(2) 北本市自治基本条例について 続きまして、議事(2)北本市自治基本条例について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料2に基づき説明】</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長	<p>・北本市自治基本条例の概要</p> <p>自治基本条例について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>特に無いようですので、自治基本条例について皆さんに御理解いただいたということで次の議事に進みます。</p>
議長	<p>(3) 北本市行政経営システムについて</p> <p>続きまして、議事(3)北本市行政経営システムについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【北本市第五次北本市総合振興計画（概要版）及び資料３に基づき説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北本市第五次北本市総合振興計画の概要 ・北本市行政経営システムの概要
議長	<p>ただいまの説明について、各委員から御意見、御質問をいただきたいと思えます。始めに私から質問させていただきますが、行政経営システムは、今までにもあったものですか。</p>
事務局	<p>昨年度（平成２９年度）から運用を始めておりますが、昨年度は自治基本条例審議会を開催しませんでしたので、皆様に御報告するのは本日が初めてとなります。</p>
議長	<p>自治基本条例第１２条にある行政評価を行うことが主な目的のものですか。</p>
事務局	<p>自治基本条例第１１条に定められている総合計画とは、１０年間の第五次北本市総合振興計画のことで、今年は３年目となります。この計画に基づいて実行したことを評価、改善し、次年度に繋げていくために、同条例第１２条に定められた行政評価を行います。そして、この行政評価を確実に実施するために行政経営システムをつくり、各課において評価を行ったものを管理部門が管理し、同条例第１６条に基づきその内容を市民の皆様に公表し、御意見をいただき、次年度の予算編成に繋げていくという流れになります。</p>
議長	<p>これまでも、行政評価やその内容の公表は行っていたと思えますが、今までと大きく異なることは何ですか。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
事務局	<p>平成２８年度までは、第四次北本市総合振興計画で具体的な数値目標が設定されていなかったため計画の体系に基づく評価ではなく、より細かい事務事業について評価を行ってまいりました。事務事業評価は現在でも行っていますが、行政経営システムではこれに加えて、それぞれの事業の成果がどのように総合振興計画に寄与し、大きな目標の達成に繋がっているか、計画の階層に基づく全体の評価を行うための統一ルールとなるよう、１年間のルーティーンとして明確に定めたものです。以前は、施策評価や基本事業評価よりも上の階層である政策について、成果を毎年チェックすることまでは行っておりませんでしたので、これを行うようになったことが新しく加わった点です。</p>
議長	<p>他に御意見や御質問はありますか。</p>
日野委員	<p>第五次総合振興計画には政策１から７までありますが、それぞれについて具体的に何を実施していくのかについては、どこを確認すれば分かるのですか。</p>
事務局	<p>委員の皆様にお配りした資料は概要版ですので、詳細部分までは書かれておりませんが、例えば政策４「快適で安心・安全なまち」の場合は、施策が①から⑥まであり、それぞれに基本事業が定められ、さらにそれぞれの基本事業に数値目標が掲げられております。第五次総合振興計画の本編をご覧いただければ、細かな数値目標や主な取組まで御確認いただくことができます。</p> <p>また、議題(4)のところでお説明する予定でしたが、資料４の行政評価の資料をご覧くださいますと、それぞれの政策の下に①、②、③・・・とありますが、これは政策の下に位置付けられる施策で、更にこの下に、より具体的な内容である基本事業があります。そして更にこの下に、予算ベースの個別の事務事業があります。それぞれ全てに目標数値を掲げて管理をするよう取り組んでいます。</p> <p>現在、昨年度の評価を行っており、初秋頃に公表する予定です。資料が大量な為、基本的には市ホームページにおいて公表することとなりますが、企画課や財政課の窓口、情報公開コーナーで資料を閲覧いただくことも可能です。</p>
議長	<p>政策７については、数値目標を設定することはできないのですか。</p>
事務局	<p>政策７は、政策１から政策６に掲げた内容のうち、特に人口減少に対応するための重点項目となるものについて再掲したプロジェクトですので、具体的な数値目標は掲載しておりません。政策７について、全庁横</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長	<p>断的に推進していくことで、自ずと政策 1 から政策 6 についても成果が表れるということになります。</p> <p>議題(4)の平成 29 年度行政評価についても併せて御説明いただいたこととなりますので、こちらについても御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>【意見・質問等なし】</p>
議長	<p>(5)市民参画と市民協働について</p> <p>それでは、議事(5)市民参画と市民協働について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料 5-1、資料 5-2 に基づき説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度市民参画手続実績について ・平成 30 年度市民参画手続実施予定について
議長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問等があればお願いします。</p>
加藤陽委員	<p>平成 30 年度市民参画手続実施予定一覧にある会議とは、市民の方も参加する会議ということですか。</p>
事務局	<p>資料 5-2 の見方について御説明しますと、No. 3 から No. 5 の北本市公共施設マネジメント実施計画（案）においては、市民説明会、アンケートの実施、ワークショップの開催とあります。これは、市民の方を対象とした説明会を 9 月に 1 回開催予定、市民の方を対象としたアンケート調査を 9 月～10 月に実施予定、市民の方に参加していただくワークショップを 6 回に開催予定ということになります。いずれも、市民の皆様を対象とした取組としてまとめております。</p>
議長	<p>これは、行政経営システムにリンクさせていくことになるのですか。</p>
事務局	<p>自治基本条例第 18 条で参画及び協働の推進を定めておりますが、同条第 3 項で「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。」としており、市民参画推進条例、協働推進条例を定めております。そして市民参画条例におきまして、市の重要な施策決定や条例策定の際には、市民の生活に大きく関係するため、附属機関等の開催やワークショップ等の開催等の市民参画手続の中から、1 つ以上を実施しなければならないと規定されて</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長	<p>います。</p> <p>附属機関等の開催とは、本日の審議会のように各機関から推薦をいただいた方に委員として会議にご出席いただき御意見を伺う手法、ワークショップの開催とは、市民の方々にお集まりいただき、グループ討議等を実施して意見を集約する手法、アンケート調査の実施については、無作為抽出した市民の方にアンケートを実施して回答をいただく手法です。</p> <p>市民参画を行うものについては事前に公表するとともに、別に設けている市民参画・協働推進審議会審議会に報告しなければならないことが市民参画推進条例で規定されていますので、資料５－２のように一覧にまとめて公表し、審議会に報告し、御意見を伺っております。</p> <p>資料５－２に記載されているものは、新規に実施されるものですか、継続して実施、審議するものもあるのですか。</p>
事務局	<p>継続して実施するものはございません。例えば、資料５－２の No. 7 は、第３次計画が終了することに伴い新たに第４次計画を策定するにあたって市民参画を求めているものです。</p> <p>また、例えば資料５－１の NO. 1 の男女行動計画のように、２か年に渡って計画を策定する場合もございます。</p>
議長	<p>その中に、行政評価が組み込まれるということでしょうか。</p>
事務局	<p>行政評価は、自治基本条例第１２条に規定されており、市民参画手続とは別のものです。</p>
議長	<p>議事(1)から(5)まで通して、御意見、御質問等がございますか。</p>
加藤陽委員	<p>審議会は、年に何回開催する予定ですか。</p>
事務局	<p>本審議会は自治基本条例第２６条に基づき開催しており、市長の諮問に応じるもののほか、条例の適切な運用、見直しについて御審議いただくこととなっております。２年間の委嘱期間中に、扱うべき事項や諮問、答申をいただく案件が生じましたら、適宜会長と御相談させていただいたうえで審議会を開催させていただきます。</p>
加藤陽委員	<p>本審議会は、業務上問題があった事業の処置や事故等の再発防止に関するような案件については扱わないということよろしいでしょうか。</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容
事務局	はい。
日野委員	自治基本条例について検討する必要がある場合に、審議会において我々の意見を聞くということですね。
事務局	はい。自治基本条例を推進するうえで何か問題が発生した際や、今回御説明した行政経営システムのように、新たに何かを始めた際にも審議会を開催し、御報告させていただく場合がございます。
議長	必要に応じて審議会を開催することができますので、委員の皆さん、その必要がある場合には是非事務局へ御連絡ください。 (6)その他 【議事(5)において説明済みのため省略】
議長	本日の議題は全て終了しましたが、何か御意見、御質問等はございますか。 【意見・質問等なし】 特にないようですので、進行を事務局にお戻しします。 8 閉会

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成30年 8月22日

北本市自治基本条例審議会 会長

中山武彦